

岩村田料飲組合規約

第1章 総 則

- 第1条 本組合は岩村田料飲組合と称する。
第2条 本組合は浅間地区及び東地区に於いて飲食業を営むものをもって組織する。

第2章 目的及び事業

- 3第条 本組合は組合員相互の親睦と福利を計る事を目的とする。
第4条 本組合は前条の目的達成の為次の事業を行う。
(1) 本組合員の発展向上に寄与する事業
(2) 環境衛生、食品衛生向上に関する事業
(3) 官公署並びに経済団体との連携
(4) 地域の発展に対する協力
(5) 業界の協調を計る為に必要な事業
(6) その他本組合発展に必要な事業

第3章 組 合 員

- 第5条 第2条に定める会員の資格のあるものは、本組合に加入の申し込みをなし組合員となる事が出来る。ただし、廃業その他の理由により営業を取り止めた場合には、自動的に会員の資格を失うものとする。
第6条 組合員が組合の規約及び決議に従わないときは、総会の決議を経て除名することが出来る。

第4章 役 員

- 第7条 本組合に次の役員を置く。
(1) 組合長 1名 (2) 副組合長 3名以内 (3) 会計 1名
(4) 常任理事 若干名(5) 理事 (ブロック長) (6) 監事 2名
第8条 本組合の役員は総会において選出する。 但し、選出の方法はその都度別に決める。
第9条 組合長は組合を代表し、これを統括する。
第10条 副組合長は組合長を補佐し、組合長事故あるときはその職務を代行する。
第11条 会計組合の会計及び庶務を司る
第12条 常任理事は組合の事業の執行を司る。
第13条 理事は各ブロックを代表し、総会に次ぐ議決機関であり、ブロック内の連絡を司る

- 第14条 監事は組合の会計監査を司る。
- 第15条 本組合に顧問を置く事が出来る。
- 第16条 役員・顧問の任期は2ヶ年とし、再任を妨げない。但し、任期満了といえども後任者と引き継ぎ完了するまでその職務を行う。

第5章 会 議

- 第17条 本組合の会議は、総会・常任理事会及び理事会とする。
- 第18条 定期総会は年1回とし、必要に応じ臨時総会を招集する事が出来る。
- (1) 臨時総会は組合長が必要と認めたとき及び組合員の3分の2以上の賛同を得たとき、これを招集する。
- (2) 総会は組合員の2分の1以上の出席(委任状を含む)により成立する。
- 第19条 総会では別に定めた場合の他次の事項を決議する。
- (1) 収支予算及び決算の承認 (2) 事業計画の承認
- (3) 組合規約の変更 (4) 役員の承認 (5) 組合の解散
- (6) その他役員会に於いて特に必要と認めた事項
- 第20条 総会は組合長が招集し、議長は出席者の互選により選出する。
- 第21条 総会の議決は出席者過半数で決する。可否同数の場合は議長がこれを決する。
- 第22条 常任理事会・理事会は組合長が招集し、別に定めてあるものの他次の事項を決する。
- (1) 本組合の事業執行に関する事項
- (2) 総会に提出する事項
- (3) その他組合長及び役員が必要と認めた事項
- 第23条 役員会は組合長・副組合長・会計・理事をもって組織する。
- ※役員会は組合長が招集し、議長を司る。

第6章 会 計

- 第24条 本会の会計は組合費及び入会金、その他によりこれに充てる
- (1) 組合費等は総会に於いて定める。
- (2) 本組合の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。
- (3) 入会金は入会申し込みと同時に納入するものとする。

附 則

本組合の旅費及び慶弔規定は常任理事会に於いて定める。役員手当は1ヶ年5,000円とする。